

入札説明会にて、事業者様からよくいただく質問を以下に掲載しました。

事業計画の提出について

- ①土地の取得を証する書類としての「賃貸借契約書」「売買契約書」は、契約から3ヶ月を超過している等、契約日付が古くても有効か。

契約がなされ、土地の確保ができるとわかれば、契約日付に制限はありません。

一方で、登記簿謄本、印鑑証明書は3ヶ月以内に発行されたものを提出していただく必要がございますのでご注意ください。

- ②「接続の同意を証する書類」は、事業計画提出段階では不要か。

入札における事業計画提出申請時は、「接続の同意を証する書類」がなくても受け付けることとします。その場合は、下記2点の対応が必要となりますので、ご注意ください。

- ・事業計画提出時に、「接続検討申込書の写し」を提出する
- ・落札後、認定申請補正期限（2021年3月1日）までに、事業計画の補正を行う

- ③事業計画提出時に、既に接続の同意が取れている場合も、補正期限までに何かしらの手続きが必要か。

その場合は、追加の手続きは不要です。落札後、経済産業局にて認定手続きを行います。

- ④事業計画提出後に、事業計画の変更が生じる可能性があるが、どのような手続きが必要か。

事業計画提出後は、地方経済産業局から補正指示があった場合を除き、一切の内容修正が認められません。社名や代表者の変更等の軽微な内容も、修正することができません。

事業計画提出後に変更が生じた場合は、認定取得後に変更申請手続を実施してください。（落札者決定取り消し事由に該当する内容は、認められません。）

入札手数料について

- ①入札手数料は非課税か。

入札手数料（127,000円）は**非課税**です。なお、第1次保証金と第2次保証金も同様に**非課税**となります。

- ②複数案件の事業計画を提出する場合、入札手数料をまとめて1度に支払ってもよいか。

一括の支払いは認められませんので、案件ごとに支払って下さい。なお、**第1次保証金と第2次保証金も同様**に、案件ごとの納付が必要です。

- ③入札手数料を支払ったが、事業計画提出に不備があり、入札に参加できなかった。この場合入札手数料は返還されるか。

どのようなケースでも、一度支払って頂いた**入札手数料は返還されません**。

落札者の決定方法

①最後の順位の落札者となり、入札した容量の一部のみが落札した場合で、例えば一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備の場合、落札した容量が10,000kWよりも少ない場合も、調達価格は落札価格になるのか。それとも10,000kW未満の区分の調達価格が適用されるのか。

調達価格は、落札価格となります。

②最後の順位の落札者となり、入札した容量の一部のみが落札した場合も、第2次保証金の納付期限は同様か。

第2次保証金の納付期限は、変わりません。

③最後の順位の落札者となり、入札した容量の一部のみが落札した場合について、発電設備の出力が、提出した事業計画に記載した発電設備の出力から、20%以上減少となった場合、落札者取消の対象となるのか。

この場合、落札者取消の対象とはなりません。

④最後の順位の落札者となり、入札した容量の一部のみが落札した場合において、落札できなかった部分についても、発電事業を行いたい。落札できなかった部分は、改めて認定申請する必要があるか。

個別に認定を取得することは、土地の分割にあたるため、認められません。この場合は落札を辞退して、改めて入札に参加してください。

保証金の扱い

- ①保証書の納付について、第1次保証金は現金で納付したが、第2次保証金は保証書で納付することは可能か。

第1次保証金と第2次保証金を異なる提供方法で納付することはできません。なお、保証書で納付したもの現金に変更することは可能ですが、現金で納付したもの保証書に変更することはできません。

- ②第2次保証金納付したが、認定取得期限の2021年3月31日までに認定が取得できない場合、第2次保証金は没収されるか。

落札者決定が取消された上で、原則として第2次保証金は没収されます。但し、当該落札に係る事業計画について、2021年度の初回入札に再度参加し、当初の落札価格以下の価格で入札することを条件に、1回に限り、第2次保証金を繰り越し、当該入札の第1次及び第2次保証金として充当することができます。